【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(65)　略］

(66)　投資法人の経理状況

a　財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第５条第５項において準用する同条第１項、第24条第５項において準用する同条第１項又は第24条の５第３項において準用する同条第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

［ｂ・ｃ　略］

(67)　貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（(68)ａ、(69)及び(72)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。(68)ａ、(69)及び(72)において同じ。）も記載すること。

(68)　損益計算書

a　最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

b　［略］

【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(65)　同左］

(66)　［同左］

a　財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第５項において準用する同条第１項、第24条第５項において準用する同条第１項又は第24条の５第３項において準用する同条第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

［ｂ・ｃ　同左］

(67)　［同左］

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（(68)ａ、(69)及び(72)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。(68)ａ、(69)及び(72)において同じ。）も記載すること。

(68)　［同左］

a　最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

b　［同左］